## 議員提出議案第4号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第 13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成24年3月23日

提出者 山田正弘

賛成者 中谷尚敬

" 上原しのぶ

" 下村晴意

別 角田晃一

# 伊木まり子

## (別紙)

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例(昭和46年11月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、福祉健康部及び農業委員会」を「及び福祉健康部」に改め、同条第3号中「生活環境部」を「環境経済部」に、「及び水道局」を「、上下水道部及び農業委員会」に改める。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## ○生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

## 新旧対照表

with the state of	
現行	改正案
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。(中略)	第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。
(2) 市民福祉委員会 6名 市民部 <u>、福祉健康部及び農業委員会</u> の所管に属する事項	(2) 市民福祉委員会 6名 市民部 <u>及び福祉健康部</u> の所管に属する事項
(3) 環境文教委員会 6名 <u>生活環境部</u> 、教育委員会 <u>及び水道局</u> の所管に属する事項	(3) 環境文教委員会 6名 <u>環境経済部</u> 、教育委員会 <u>、上下水道部及び農業委員会</u> の 所管に属する事項